

兼好伝の造型

—『園太曆』偽文を読む—

川 平 敏 文

意されるようになるのは、ちょうど『徒然草』の注釈書が量産され、様々な角度からの「読み」が交錯していった時期と重なる。すなわちそれは、前述した『徒然草』の「発見」から約七〇年が過ぎた頃、寛文・延宝期である。いま、この偽文を『園太曆』偽文と称する事とするが、それはこの偽文が、兼好と同時代の公卿、洞院公賢の漢文体日記『園太曆』からの抜粋という体裁で書き綴られているからである。

『徒然草』という書物の存在が大いに注目され、その内容が活発に議論されるようになったのは、室町最末期から江戸初頭にかけての時期である。爾後、『徒然草』はベストセラーとして、江戸前期の思想・文芸界に強い影響を与える事になるのであつたが、その内容への関心は、必然的な事ながら、その著者がいかなる人物であったのか、いかなる生涯を送つたものであつたのかという方向へも拡散してゆく。

兼好がその晩年を伊賀国のある山村で過ごし、そこで最期を遂げたという、何とも奇妙な行状が世に注

当初わずかに一条のみであつたと思しきこの偽文は、徒然草受容史の陰で密かに流傳し、その出現から約四〇年を経た宝永・正徳期には、条数も二六条へと成長する。その発生から成長までのプロセスについては、すでに拙稿「近世兼好伝源流—『園太曆』偽文の成立—」(『文学』九巻一号・一九九八年一月。以下「前稿」と略称する)に、可能な限りの考証を試みた。そこで今度は、そこにいかなる兼好像が描かれているのかについての考察を加えてみようと思う。すでにそれが兼好の虚像でしかないと判明している以上、それが織り

なす影を追い求める事が無意味な行為である事は、十分承知している。しかし本稿が追い求めるのは、そのような虚像の影かたちそのものではなくて、その虚像を映し出している光がどこから、どのような角度で照射しているかという点にある。すなわち、兼好一代の生涯にいかなる形が与えられたのか、それを読み解く事によって、時代の文芸思潮の一端が垣間見られるのではないか、それが本稿の目的とするところなのである。^[1]

一 二つの兼好像

『園太暦』偽文が記された文献のうち、年時が確定できるものとしても最早期に位置付けられるのは、

伊賀の俳諧師菊岡如幻が著した伊賀国地誌『伊水温故』（延宝七年成）である。その「種生村」の項には、以下のような兼好の伝記が記載される。引用は論述の都合上、記事を（A）～（C）の三つの部分に分けて記し

ている。

兼好塚

(A) 園太暦十八日、兼好法師、父ト部兼顕、始之名者左兵衛兼行、又改「兼好」。後、為「後宇多院之北面」。多病而好^レ仏故、不^レ繼^レ家。剃髪以後、以^二

兼好^一為^二法名^一、住^二吉田山^一。好尋^二所々名跡^一。

(B) 伊賀守橘成忠、與^二兼好^一交好。依^二成忠^一、趣^一伊賀国^一、結^二菴国見山麓田井ノ庄^一。成忠娘十七

八歳、通^二兼好^一數年也。

しのぶ山またことかたの道もがなぶりぬる跡は

人もこそしがれ

此歌者彼女ニ通時之歌也。好色法師也。又能^二和歌^一、伊勢正楠宜從四位上常直、毎月通^二此菴^一、習^二歌林深旨^一。

(C) 後、貞治元年五月廿三日病死。歳六十三、葬^一

于国見山麓^一云々。
(神宮文庫本)

以下、この記事について検討を加えてみよう。

まず、(A) の部分に兼好の前半生が簡略に述べられ

る。この部分に見られる情報は、『尊卑分脈』『正徹物語』『兼好法師家集』『徒然草』などといった、比較的よく流布する文献に見られる情報の域を、そう大きく出るものではない。恐らくそれらを適当に組み合わせて構成したものであろう。この記事の新奇な点は何と言つても、兼好が伊賀に隠棲したという（B）以降の部分である。

（B）では、伊賀守橋成忠なる人物と親交のあつた兼好が伊賀国へ下り、国見山のふもと田井庄に結庵した事、そしてその頃十七、八歳であつた成忠の娘と数年にわたつて通じていた事、さらに伊勢神宮祢宜常直なる人物が毎月、兼好に和歌の手ほどきを受けに来ていた事などが述べられる。また（C）では、兼好が貞治元年五月二十三日に六十三歳で病死した事、そしてその亡骸を国見山麓に葬つた事などが記される。これらはそれまで一般には知られていなかつた、新しい兼好伝の数々である。もつとも、兼好が伊賀に隠棲したという伝説そのものは、室町後期の連歌師能登永閑の

著と伝えられる『伊賀国名所記』に載せられていて、やや古くから存在したもののようにはある。しかしそれが『園太曆』という実在の文献の散逸記事として、つまり「史実」という体裁をとつて出現したのが、『徒然草』の「発見」から約七十年を経たこの時期であつたという事になる。

ところで、この記事の中でもうとも読者の好奇心をくすぐるのは、やはり（B）の部分に兼好の和歌（『新拾遺集』巻一一、恋所收）を引いて叙述される、成忠娘との恋愛譚ではなかろうか。そしてそれは、この恋愛が兼好出家後の出来事のように描かれている点において、読者に兼好の節操のなさ、少なくとも兼好のごく通俗的な一面を想像させないではおかしい。事実ここには「好色法師也」という評言が付されているのであって、そこには兼好をいささか揶揄するような気分さえ漂つているようにも思われる。いつたい、兼好にこのような逸話が用意されたのはなぜであつたろうか。その要因の一つは、まずは間違ひなく、『徒然草』に

おける兼好自身の発言の中にある。例えば兼好は、「方にいみじくとも、色好まさらん男は、いとさうぐしく、玉の巻さがつきの当なき心地ぞすべき」（第三段）と、恋愛のこまやかな心働きを知つてゐる事が、よき男性の必須の条件であると言ひ、「妻めといふものこそ、男おのこの持つまじきものなれ。（中略）よそながら時々通り住まんこそ、年月経ても絶えぬ仲らひともならめ」（第一九〇段）と、新鮮な恋愛感情を継続させる為には、定まつた妻は持つべきではないと言う。これらの発言には、恋愛の情というものを対する兼好の積極的肯定の姿勢が見られるのであって、それは彼と同時代の僧侶、あるいは隠者と呼ばれる人々の誰よりも、具体的に表出されたものであつたと言えるであろう。

また、次のような『太平記』卷一一、「塩治判官讒死事」に載るいわゆる兼好艶書代筆事件も、兼好の「好色法師」的な面影を偲ばせるに十分な要素を備えていたと思われる。殊に著名な伝説ではあるが、その大要を記しておけば以下のとくである。

足利氏の執事として当時権勢をほしいままにしていた高師直が、塩治判官高貞の妻、顔世を我がものにして、艶書を代筆させる。しかし顔世はこの艶書に見向きもしなかつた。そこで師直は「いや〜、物の用に立ぬ物は手書也けり。今日より其兼好法師、是へ寄すべからず」と言い放つ。次に師直は、武将であり歌人でもあつた薬師寺公義にこの事を相談したところ、公義は師直に代わつて恋の和歌一首のみを書き贈る。するとこちらは顔世の心をやや動搖させたように見え、また拒否の内容ではあつたが、ともかくも返事を貰う事ができた。そこで歓喜した師直は、公義に引出物として太刀一振りを贈る、という筋。この話の末尾に『太平記』の作者は、「兼好が不祥、公義が高運、栄枯一時に地を易たり」と記している。ここには、『太平記』の中で俗物として描かれる高師直の交遊圏にあり、かつ不義の艶書の代筆まで請け負つてしまつという、やや通俗的な「兼好法師」が描かれる。かかる逸話が、『徒

然草』の恋愛肯定の発言と相俟つて、「好色法師」的なイメージが形作られるのは無理のない事であろう。⁽²⁾

初期の『園太曆』偽文が全くの創作であつたのか、

それとも例えは、伊賀の地で実際に起つた僧侶と領主の娘との恋愛沙汰の伝承に、『伊賀国名所記』に載るような兼好の伊賀隱棲伝説が混交などしたものか、その点を明らかにする術はない。が、ともかくはこのような「好色法師」的な兼好像が、最初期の『園太曆』偽文の中に投影されている事を、まずは押さえておきたい。そして後述するように、この「好色法師」的な兼好像は、江戸時代を通じて根強く生きてゆき、兼好という人物を月旦する際に、その議論が集中するところとなつたのである。

ところで、初期の『園太曆』偽文には、この『伊水温故』所載のものとは別に、その異文とでも称すべきものがある。それは『兼好伝』(貞享三年写、東北大学狩野文庫蔵)に記載されるもので、前者に比してその内容がやや詳細である点に特徴がある。前掲『伊水温

故』の(A)～(C)と対応する部分に (a)～(c) の符号を付してその本文を掲げる。

兼好伝

中園相國公賢作、園太曆第十八巻曰、觀應元年二月十五日、晴天云々。

(a) 吉田社司ト部兼顯四男、修行因縁兼好法師卒。

右法師者、少而仕_之後宇多院_ノ、又仕_之先帝_ノ、既歷三代_ノ。諷_之花月_ノ、吟_之雪月_ノ、感_之会者常離_ノ。盛者必滅之道理_ノ、而出_之神家_ノ東漂西泊、既十五年于茲。

(b) 中比、伊賀権守橘成忠招_レ之_ノ成忠住_ニ伊賀_ノ。故赴_之國荒木郷_ノ。伊賀國_ノ、居_ニ成忠亭_ノ。居三年、通_ニ成忠娘_ノ_ノ中官_ノ。弁_ノ病患而里居_ニ十七歳。

しのぶ山またことかたにみちもがなふりぬるあとは人もこそしけ

詠_之此歌_ノ事顯_ノ而兼好密出_ニ伊賀國_ノ、臻_ニ桑名_ノ、赴_ニ木曾路_ノ、詠_之和歌_ノ。又見_ニ信濃更科月_ノ、詠_之和歌_ノ。往所有_ニ逸歌_ノ。東行事終、而又住_ニ吉田山

井並岡麓^一。成忠、猶慕^二旧友之縁^一、而赦^二前非^一而招^レ之。

(c) 又赴^レ焉、終結^二菴于伊賀国国見山麓田井庄^一、遂^二往生素懷^一、畢。

まず、冒頭に「観応元年一月十五日、晴天云々」とあるのは『伊水温故』型には見られないものであるが、これは『伊水温故』型 (C) の卒去年月日に相当するものであるから、(c) の中に組み入れて考えてよい。

さて (a) は、兼好の前半生を語った部分で、『伊水温故』(A) に対応するものであるが、全体的に「ちちらの方がやや詳しく書き込まれており、特に「花月に諷ひ、雪月に吟じ、会者常(定)離・盛者必衰の道理を感じ、神家を出でて東漂西泊、既に茲に十五年」(以下、原文を読み下して引用する)とあるように、兼好を諸国行脚の歌僧のごとくに描出している点が注意される。

この点は (b) においても見られるところであつて、伊賀權守橋成忠の娘(小弁)との恋愛が露顕した兼好は、「密かに伊賀国を出、桑名に臻り、木曾路に赴き、

和歌を詠ず。又、信濃更科の月を見て和歌を詠ず。往く所に逸歌有り。東行の事終りて、又吉田山井並岡麓に住す」と、『伊水温故』(B) には描かれなかつた、

再度の諸国行脚をした事になつてゐる。ちなみにこの部分は、木曾の名所歌として知られる「思ひたつ木曾の麻衣あさくのみ染めでやむべき袖の色かは」(『風雅集』卷一七所収)、『兼好法師家集』に收められる武藏双ヶ丘での吟詠「契りをく花とならびの岡の辺にあれいくよの春を過さん」、さらには伝兼好歌とされる「世の中を渡りくらべて今ぞ知る阿波の鳴戸は波風もなし」(『野槌』所載)などといった兼好の和歌が典拠とされたものであるが、このように諸国行脚の歌僧的なイメージが強調して描かれているところに、『兼好伝』型の『園太暦』偽文の特徴がある。

しかしこのような兼好像にもまた、すでに先蹟と言えるものがあつた。それは南朝廷臣らの逸話を集めた説話集、『吉野拾遺』の中に見られる記事で、後宇多院

の崩御の後、その悲しみのあまりついに出家し、諸国を放浪していた兼好が、『吉野拾遺』の作者、隱士松翁なる者を訪れ、昔語りと共に袖を濡らすというもの。その中で兼好は、真に静寂なる土地を求めて、木曽路をはじめ諸国を渡り歩いた事を物語る。『兼好伝』型の『園太暦』偽文は、『吉野拾遺』に見られるこのような諸国行脚の歌僧的イメージを念頭に置きつつ、兼好の和歌を材料として文章を組み立てたものであつたろう。

ところで、『伊水温故』型と比較してもっとも大きな相違が見られるのは、次の（c）の部分、すわわち兼好の卒去年月日である。『伊水温故』（C）では、それは「貞治元年五月廿三日」とされる。しかし貞治元年という年時は、すでに『園太暦』の筆者洞院公賢の死後であり、このような記事が『園太暦』に書かれるはずではなく、その意味で『伊水温故』型の『園太暦』偽文は、仮託記事としては初步的に重大な過ちを犯していた事になる。いっぽう『兼好伝』型では、それが公賢生前の「觀応元年二月十五日」に設定されてお

り、『園太暦』仮託記事としての整合性が保たれている。

そこで稿者は冒頭に紹介した前稿において、この点を一つの論拠として、両者のうち、『伊水温故』型の方が先に成立した本文であり、『兼好伝』型はそれをより完成度の高い仮託記事にするために改訂を加えた本文ではないかという推定をした。しかしながら、年号が「貞治元年」から「觀応元年」に設定された事に関しては、「觀応元年」に設定された事に関しては、そのような整合性への配慮であると説明できるとして、その日付けまでが、いっぽうは「五月二十三日」、もういっぽうは「二月十五日」と相違している事は、どのように考えればよいのであらうか。

二月十五日、この日付けですぐに思い出されるのは、釈迦入滅の日である。釈迦と同日に往生するという事は、それだけでもある宗教的な意味付けを考え得るところであるが、しかしこの仏滅の日に往生の素懐を遂げた人としては、兼好により近しい人物が存在している。それは、諸国行脚の歌僧の代名詞的存在、西行法師その人である。西行は、願わくば釈迦涅槃の如月望

日の頃、桜の木の下で永眠したいと願つたその詠歌の通り、建久九年二月十五日に没したと伝えられる（『西行物語』）。

そこで稿者は、「」に一つの仮説を掲げる事とする。それは、諸国行脚の歌僧としての行状を強調する『兼好伝』型の『園太暦』偽文には、この西行の伝説が強く意識され、投影されてはいまいが、という事である。

伊賀権守橋成忠の娘（小弁）との恋愛譚について、『伊水温故』

型に付されていた「好色法師也」という評言は、『兼好伝』型には見られない。「好色法師」的な兼好像ではなく、例えば西行のような、より隠者らしい隠者、いわば「まことしき隠者」として兼好伝を造型してゆく事は、次節に詳しく述べるように、この後に増補されてゆく『園太暦』偽文が持つ一つのテーマと言つてもよい。またここに並べた二つの『園太暦』偽文のうち、『伊水温故』型は、地元である伊賀の地誌類を除いては一般に流布する事なく消滅し、『兼好伝』型は、増補形態の『園太暦』偽文の中核的文章として生

き延びてゆく。この事は、『伊水温故』型から『兼好伝』型へ、さらにその増補形態へという、『園太暦』偽文の成長過程を暗示すると共に、『兼好伝』型の『園太暦』偽文がすでに、増補形態のそれへと連続してゆく一つのテーマを萌芽させていた事を意味していよう。

ニ まことしき隠者の系譜

『兼好伝』型の観応元年二月十五日の条をその原型とする『園太暦』偽文は、その後、巷間の兼好伝説、あるいは伝兼好歌などを取り込みながら、次第に新たな日条が附加されてゆく。その増補過程には、貞享頃までに成立した第一段階と、宝永頃までに成立した第二段階があつた事が推定される。

まずその第一段階は、たとえば貞享三年に成立した黒川由純の徒然草注釈書『徒然草拾遺抄』（宮内庁書陵部蔵自筆稿本）によつて窺う事ができるもので、そこには全八条に増補された形態が確認される。貞享から

元禄にかけての時期は、『園太暦』偽文がにわかに流布し始めた時期であり、さまざまな書物の中にこの新しい兼好伝が引用され、紹介されるのであるが、それらはおむねこの八条の範囲内に収まっている。

次にその第二段階は、たとえば宝永八年（正徳元年）に刊行された支考の徒然草注釈書『徒然の讃』によつて窺う事ができるもので、そこには全二六条に増補された形態が確認される。この段階では、『園太暦』偽文全二六条のほかに、『吉野拾遺』『落書露顕』『正徹物語』『草庵集』などの諸書に見られる兼好伝記事、および三条西実枝の著書からの抜書と伝え、これも偽文性の強い『崑玉集』『和歌難波津』の兼好伝記事などをセツトにしたもののが、写本で流布するようになる（正徳二年識語『ト部兼好伝』など）。こうして『園太暦』偽文が広く世間に認知され渡ると、さすがにそこにまた新たな日条を附加しようという動きは見られなくなつて、『園太暦』偽文の成長はここでようやく終息する事となる（前稿参照）。

このように『園太暦』偽文の増補過程には、二つの段階があつた事が推定されるのであるが、先述のように、その増補の方向性に関して言えば、そこには一貫したテーマを感じと事ができる。そこでここでは、最終的に全二六条となつた『園太暦』偽文から、注目すべきいくつかの条々を取上げて考察してみたいと思う。なお、引用文の文末に《》で記した数字は、最終形態における条番号を示し、このうち第一段階ですでに現われていた日条に関しては、番号の下に*を付して明示する事とする。

【A】同年（康永二年）同月二十五日、自「南帝」、召「兼好」。兼好、不レ忍レ訴レ使、今日赴「南山之旅」云々。帝、御庖瘡御加持之為也。《6》

【B】同月（貞和五年四月）二十八日、自「頓阿」所レ預之和歌之俊秘抄、并柿本之秘式一部、依「当今御歛望」、而自「良基公」被「達」。兼好、添「通之」讀方、「而備「歛覽」云々。依「之」、為「其勅賞」、而被「任「權僧都」。兼好、再三辭「之」、終不レ被「レ」

任「僧都」。猶レ喜「乞食之生涯」。其時、想「像玄賓之遺詠」述懷之由、後來「命松丸」語「之」。

水草もきよきながれをたどる身はみやこといへ
どちらの世中《12》

【C】同（貞和五年）七月朔日、伊賀田井庄密乗院僧兼好法師、為「院之勅」被「召」、再三固辭。雖然、王土之浜、難「遁之間」、往日京著、遂院參。被「問往事」、被「談先朝之御事」、講「天台」半時許、為「勅被」催「和歌会」。

いかなれば世をもこゝろもすてし身の まだす
てられぬしきしまの道

右獻「一首」、辭「会中散」。御会散之後、院歎感之余、賜「黄金千両」。不「受而去退」。以「日向判官代源種右」、而為「院使」被「下於伊賀国」、伊賀之國中服部郷之租税可「被」宛行「之勅意也」。振「頭而不請」、又重不「及」院參。《15》

【D】觀応元年二月三日、兼好法師在「伊賀国」、罹病難「之由、有「其聞」。発心之隨「僧、最可」惜之

由、上皇依「勒、典藥頭和氣清元赴」彼地「、且給米穀三十石」。《18》*

【E】七日、自「橘伊賀守成忠」、馳「使价」奏曰、沙門兼好法師、弥尤病難雖「殆、典藥頭之藥服用之義嫌」之。且又、生死無常之急者、桑門之喜処也、振「頭諸藥不」用「之」。依「之」、因「今一許之勅答」、典藥頭返上可「申義之由、奏」之。又米穀者、近村之士民、宛「行」之「云々」。同日、一條良基公、潛稱「急病」、竈居有「之」。是併兼好年来之和歌之為「友」。故為「病」問之「、伊賀国潛立越給之由、知」之人多也。《19》*

【F】貞和五歳正月二十四日、吉田神宮寺焼失。依「之、兼好法師登「叡山横川」、住「且崇院」、手「写法華經四卷」、作「顕基中納言之記」。其文、簡而微、幽而玄者也。覺勝院僧都見「之、而湿「墨衣」、猶「慕」先師慈遍坊之佛「云々」。右僧都滋空者、土岐頬遠之末子、而良基公之和歌之愛弟也。《11》

【G】同（延慶二年）六月十四日、左兵衛佐卜部兼好、

勤番当日之由、自「滝口之戸」、以「内堅」奏レ之。

退公之刻、及「日暮」、而萩戸之隅、怪鳥「羽居」、庭。兼好朝臣自取「胡籤之矢」、持「村滋藤之梓弓」、而發「怪鳥」、不レ誤落「庭上」。一羽者似「鴨而足有「黒毛」。一羽者似「雁而其身赤」。医儒之「道、不レ弁「其名」。有「暫時」、化「両狐」去。兼好朝臣之功、堂上堂下感レ之。希有之鳥也云々。《3》*

【H】同（貞和）五年八月十五日、院御所広沢御幸、

供奉公卿三十人、左大臣藤經教、為「今日之饗」、獻「詩催」和歌。為「別勅」、潛被召「頓阿・兼好・淨弁之三僧」、各獻「和歌」、又獻「諸頌」。兼好句曰、

觀レ世霜山楓葉色。顧レ身秋露草中風

此詩句、再吟入「多時」。仙院被レ催「歎涙」。一座列官、触レ額応レ詞、為「和答」。其全句、載在「元亨文草第三」。頓阿・淨弁詩頌、又有「感」略レ之。入「曉天」還御、三僧各賜「米錢金銀」。《17》

（国会図書館蔵『ト部兼好伝』に拠る。ただし

句読点、返り点の一部を私に補つた）

これらを通覧してみると、前稿でも指摘した」とく、

兼好の行状が、伊賀という「地方」における晩年の逸

事という視点から、「都（中央）」との繋がりという視

点に、より重点が置かれた形で描かれている事に気付

く。これは、兼好が伊賀という地方で孤独に埋もれて

いつた遁世者ではなく、都において非常に尊敬され、

その隠遁を惜しまれた人物であつた事を示そうとした

ものである。しかし我々はその行状の数々に、どこかしら類型的なものがある事に気付かざるを得ない。そ

れは、我が国中古・中世における著名な幾人かの隠者たち、いわば「まことしき隠者」たちの行状との類似

点である。

我が国中古・中世の隠者たちの行状は、江戸時代も寛文期以降は、比較的容易に参照できる環境が整つていた。それは幕儒、林説耕斎編の『本朝遜史』（寛文四年刊）と、日蓮僧、元政編の『扶桑隱逸伝』（同年刊）という、二つの隠者伝集成が刊行されたからである。

特に後者は、各隱者に一葉ずつの挿絵を配す繪入本で、かつ選定されている隱者が仏者を中心に比較的穩当な顔触れである事、またその記述も漢文体ながら平易暢達である事から、前者以上に広く流布した。以下にこの二書、主に後者を用いて、上に見た兼好の行状と、中古・中世における幾人かの隱者の行状との類似点を具体的に指摘しようと思うが、念のために断つておけば、本稿は、『園太曆』偽文の直接の典拠がこれら二書にあると限定するものではない。二書はあくまでも「伝記」の集成であるから、当然ながらその編纂の材料となつた文献や口碑が存在するわけで、『園太曆』偽文の作者が直接、それらを参照したという事も十分考えられるのである。ただし、以下に指摘するような各隱者の伝記事項が、『園太曆』偽文が増補された時期に、「一般的に知れ渡つていた事が確認できる」という点、またそのような伝記事項を、漢文体で簡潔に叙述してくれているという点をもつて、便宜上この二書に拠るものである。

それではまず一人目の隱者として、玄賓を挙げよう。平安初期における法相宗の高僧として、もつとも有名な人物の一人がこの玄賓である。その伝は『江談抄』をはじめとして、『古事談』『発心集』『撰集抄』『元亨釈書』など諸書に窺われ、後代さかんにその行状が敬慕された。中でも『発心集』に拠れば、玄賓は兼好と同じく伊賀の市中にその身を隠し、ある郡司のもとに仕えたとも伝えるから（卷一、「同人、伊賀の国郡司に仕はれ給ふ事」）、既にそれだけでもどこかしら通底する要素が存したと言える。

まず【A】、康永二年八月二十五日の条は、南朝の帝が疱瘡に罹り、その加持祈祷のために兼好が召されたというものである。兼好はその身を京都（北朝）に置いていたのであるが、「使に訴ふるに忍びず」、密かに吉野へ赴く。⁽³⁾ 玄賓にもまた、桓武天皇の疾病平癒祈願の為、あえて隱遁の身を城中に現したという伝がある。「桓武帝病ひ有り。遠く山中に詔りして、冥助を乞ふ。至化遁れ難し、乃ち鉢囊を負ふて都に入る。上の疾ひ

癒ゆ。辞して山に帰る」(『扶桑隱逸伝』巻上、「玄賓」。原漢文。以下『隱逸伝』と略称する)。

玄賓の行状に影響を受けたと思われる個所は、【B】【C】にも窺うことができる。まず【B】、貞和五年四月二十八日の条。兼好が和歌の秘抄を書写し、読方一通を添えて院に奏進したところ、勅賞として権僧都の位を下賜されたが、兼好は再三これを固辞して遂に受けず、「乞食の生涯を楽しむ」ことであつたという。

またそのとき兼好は、玄賓の遺詠を思い浮かべ、「水草も」云々の歌を詠んだともいう。玄貧が、平城天皇から下賜された大僧都の位を辞し、備中に移り住んだ事は、「大同帝、詔りして輦下に返らし、僧官の勅下ると聞きて、潛かに遡れ去りて備の中州の湯川寺に往く」(『隱逸伝』)とあることである。また兼好が思い浮かべた玄賓遺詠とは、やはり玄賓が僧位を辞した時に詠んだと伝えられる歌、「とつ国は水草清し事多き君が都は住まぬまされり」(『江談抄』ほか所載)であろう。

この条には、玄賓の名前までがはつきりと記されてい

るから、『園太曆』偽文増補者に玄賓の伝記に関する知識が存在した事は確実と言える。なお本文中、「乞食の生涯を楽しむ」というくだりは、平安中期の狂僧として知られる増賀上人の言、「苦しいかな名利の人、樂しないかな乞児の身」(『隱逸伝』巻中、「増賀」)が念頭にあつたものかもしれない。

そして【C】、貞和五年七月朔日の条。院からの招請を受け、「王土の浜、遁れ難し」とやむなく上京した兼好は、院主催の歌会に参加して、帰りに黄金千両を下賜されるが、受ける事なく退去する。そこで院は、兼好が隠棲していた伊賀国服部郷の租税を免除し、それを兼好隠棲の費用に宛うよう指示したという。玄賓もまた、嵯峨天皇から度々存問を受け、綿五十屯、布三十端などが下賜される事があつたと共に、「誓多郡(備中國)に敕して、賓上人の在世、米粗を免るし、只だ鉄を貢せしむ」(『隱逸伝』)という歎慮にあづかつた事が伝えられる。僧位を下されるも受けず、あるいは勅命を蒙るも俄には参内せずという話自体は、隠者伝の

類型として他の隠者にも見受けられる行状であるが、特に玄賓の行状が意識された事は、上のような例があることからして間違いなかろう。

次に二人目の隠者として、源顕基を挙げよう。平安中期の公卿として後一条朝の廷臣であった彼は、天皇の崩御に際し、「忠臣は一君に仕えず」と言って、はじめ横川、のち大原に隠遁し、以後念佛三昧の生活を送つたという。その伝は後代、『続本朝往生伝』『古事談』『発心集』『十訓抄』『撰集抄』『元享釈書』などの諸書に収録され、先に挙げた玄賓と並んで、隠者としてもつとも多くの説話が残された人物の一人と言える。他ならぬ兼好も、『徒然草』第五段に、「顕基中納言のいひけん、配所の月、罪無くて見ん事、さも覚えぬべし」と、その隠逸觀に賛同している。

また【E】には、時の左大臣二条良基が急病と称して籠居し、潛かに伊賀国のかつての庵室へ病間に訪れたという伝が記されている。いっぽう顕基が隠棲していた大原の庵室へは、「一日、関白藤原頼通、華輪を枉げらる。終夜対語し、世俗を談ぜず」（『本朝遜史』卷下、「源顕基」）。原漢文。以下『遜史』と略称する）とあるように、

同七日の条は、内容上連続するので、ここではまとめて見る事としよう。兼好疾病的報を耳にした院は、典藥頭和氣清元を伊賀に遣わし、かつ米穀三十石を下賜

するが、兼好は「生死無常の急なるは、桑門の喜ぶ処也」と言つて、典藥頭の良薬を服さず、米穀は近隣の土民に分け与えてしまう。この伝は、その晩年悪性の疽腫を患つた顕基が、それを治療せんとする良医の申し出に対して、「我れ聞く、万病の中、心乱れずして寂に赴くは、唯だ癪のみ。我れ適たまたま之を患ふ。何ぞ其れ幸なるや」と言い、「医を謝し念佛して、安祥として薨（4）ず」（『隠逸伝』卷中、「源顕基」）という伝に通じていよう。良医を退けるというプロットの類似である。

る以上、ここも特に顯基の伝が念頭にあつたと考えてよからう。顯基には別に、上東門院（皇太后）が横川へ使いを遣つて様子を窺わせたという伝もあり（『発心集』卷五、「中納言顯基、出家籠居の事」）、皇室・公卿全体から敬慕されていたという兼好の伝にも通じている。

次に【F】、貞和五年正月二十四日の条。上に見た【D】【E】は、第一段階の増補過程において成立していたものであるが、第二段階において増補されたこの項にはさらに、兼好が横川の且崇院という塔頭で、『顯基中納言之記』なる書物を編述したという伝が記されている。これは兼好が顯基の行跡を思慕していた事を表そ

うとしたもので、先に見たような顯基伝の投影を裏付けてくれるものであろう。

さて、最後にもう一人、隠者の名前を挙げるとすれば、ここで再び西行の名前が挙げられる。「弓矢の家につたはり、武芸のほまれをほどこす。養由が百矢のかひなざしをならひ、張良が三略の書をきはむ。をよそ

文を好みては、菅家・紀家のきうそうをがくして、ほ
たるをひろひ雪をあつめて、身をしてらすなかだちとす。
（旧草）
（学）

管絃のみちにもくらからず」（『西行物語』卷上）とされるように、文武両道に通じ、諸国を行脚した歌僧西行の伝は、『園太曆』偽文全体の基調となつてゐるものであり、細かく穿鑿できるようなレベルの類似ではない。そのような中からあえて西行伝に結びつく具体的な事例を二つほど掲げておけば、次のようなものがある。

まず【F】、延慶二年六月十四日の条。ここでは兼好出家以前の武勇伝として、宮中の萩の戸に出没する怪鳥を射たという逸話が載せられる。これが『平家物語』卷四、「鶴」に伝えられる源三位頼政伝を下敷きとしている事は言うまでもないが、この条は、兼好が文事だけではなく、武芸にも秀でていたという事を示そとしたものである。⁽⁵⁾ 西行には、鶴ヶ岡八幡社参の折、源頼朝からその姿を発見されて彼の邸宅へと招かれ、夜もすがら弓馬の道について問われたという伝説が残る。

「頼朝、懇に弓馬を問ひて措かず。是に於て西行、啓して之を告ぐ。乃ち俊兼に命じて之を書記せしむ。款話通夜、翌日亭午、罷ることを告ぐ。頼朝、頻りに之を援き止む」（『遜史』）。話はその後、頼朝から褒美として下された銀猫を、西行は惜し気もなく児童に与えてしまつたという有名なエピソードに続いてゆくが、このような物欲の薄さは、清貧の遁世者として描かれるこの兼好伝全体に通じる要素としてよいであろう。

次に【G】、貞和五年八月十五日の条。院の広沢御幸にあたり、公卿三十余名が随行して詩歌の会が催されたが、このとき院から特別に召された頓阿・兼好・淨弁の三人もまた、それぞれ和歌と詩頌を作つて献じ、その賞として米錢金銀を与えられた。ここでは、慶運を除くいわゆる和歌四天王の顔触れと共に、兼好の文名の高さを示す逸話が描かれているのであるが、西行にも同様の逸話がある。大治二年十月、鳥羽上皇の別墅への御幸に随行した西行が、和歌に堪能な廷臣たち立ち交じつて屏風歌を献ずる事を命じられ、「十首を奏

進す。上皇感賞して、御劍を以て之に賜ふ。能書の者に命じて、其の詠ずる所を繕写す。女院、之を聞きて、又特に御衣数襲を賜ふ」（『遜史』）というものがそれである。「至尊、台臣、達官、廷僚、及び苟くも六義を嗜む者、乃至沙門、賤隸、皆な其の風采を望愛せずと云ことなし」（『遜史』）と言われる、その世を挙げての敬愛のされようも、兼好の伝に等しい。兼好は瀧口の侍、左兵衛佐（『正徳物語』）、西行は北面の侍、左兵衛尉（『西行物語』）と伝えられ、その出家前の社会的境遇が類似している事も、自ずから両者のイメージを近づける一因となつたのではなかろうか。

このように見てくると、初期の『園太暦』偽文の中 心的話柄であった橘成忠娘との恋愛譚のイメージが、この段階ではほとんど見えてこない事が注意されよう。いわば「好色法師」的な兼好像が、「まことしき隠者」的なそれによつて覆い隠されようとしているのである。『園太暦』偽文はこのような、一つのはつきりとしたテーマを持つて増補されていったと思われる所以である。

が、次に我々が問題にせねばならないのは、その増補の裏側に、どのような背景や意図があつたのかという問題である。

四 増補の背景と意図

江戸前期という時代は、隠者の伝記が流行した時代であった。先述した『本朝遜史』『扶桑隱逸伝』の二著がその具体的な表れである事は言うまでもないが、これにやや先んじて、中国神仙・道者の伝記を挿絵入りで和刻した『有像列仙全伝』(王世貞編、慶安三年刊)、同じく中國隠者の伝記を集成した野間三竹『古今逸士伝』(万治四年刊)などは、そのスタイルの上からも、『遜史』『隱逸伝』の先駆であつたと言えようし、これら二著の後には、田中玄順『本朝列仙伝』(貞享三年刊)、義堂『続扶桑隱逸伝』(正徳二年刊)などの本朝神仙・隠者叢伝が刊行されている。⁽⁶⁾また、『西行物語』『発心集』『一言芳談』『撰集抄』のような中世成立の隠者伝、

あるいは隠者言行録がさかんに翻刻刊行されている事も、この時代の隠者伝流行の一端として位置付けられる。隠者兼好の伝記である『園太曆』偽文は、このような時代の嗜好の中で生まれ、成長したものであり、その行状が中古・中世のまことしき隠者の伝記をコラージュしたようなものとなつた要因の一つは、まさしくこのような隠者顕彰の時代精神に求めることができるものである。

そしてこの時代の隠者顕彰の精神として重要な問題は、前代のように、各隠者をその「信仰」(この場合は仏教信仰と考えて差し支えなかろう)に対する篤実さという視点のみから顕彰するのではなく、もっと幅広い視点から、彼らの「超俗」のあり方そのものを顕彰しようとする姿勢が見受けられる事である。⁽⁷⁾この問題については別に論を立てて詳しく考察しなければならないが、いま『園太曆』偽文との絡みにおいて述べておけば、『園太曆』偽文に『西行物語』『発心集』『一言芳談』『撰集抄』的な「信仰」への眼差しが見られない

のは、この伝が「超俗」という視点のみによつて造型されているからではないか。

しかし、『園太暦』偽文の成長の背景に存在した増補者の意識については、このような時代思潮という大枠と共に、兼好伝自体が孕んでいた個別的な問題も介在していたのではないかと思われる。以下この点について、当時の徒然草注釈書類が示していた兼好理解のあり方と比較しながら、考察を加えてみたいと思う。

本格的な徒然草注釈書の嚆矢である秦宗巴の『徒然草寿命院抄』（慶長九年刊）には早く、「兼好得道ノ大意ハ、儒釈道ノニヲ兼備スル者歟」とし、『徒然草』の中にそのような儒釈道の哲理を積極的に見出そうとする読み方が示されているが、そのような思想レベルの問題を敷衍して、『徒然草』をごく現実的な教訓書として読もうと試みたものに、松永貞徳の『慰草』（慶安五年跋・刊）がある。貞徳は兼好をやはり二教兼修の人、特に日本における老莊思想の最初の体現者のごとくに理解し、そのような観点から『徒然草』を、兼好が世

のため人のために三教の道理を和らげて書き綴つたものと位置付ける。彼は現代から見て特に教訓が述べられたいるとは考えられないような章段について、「此段のやうなる耳ちかきをしへは、論語孟子にもあるべからず」（五六段）、「れいの兼好の慈仁の心より書給へる段とするべし」（九六段）、「此段などは、後世の用にたゞざれども、礼法を人にしらせむためにかけりと見ゆ。みな為人の道なり。兼好の本性なさけある人なり」（二三七段）などと言つて、兼好の「慈仁の心」や「為人の道」を強調するのである。⁽⁸⁾

江戸初頭における、このような兼好理解と『徒然草』礼賛の姿勢は、以後の注釈書にも概ね引き継がれる。先述のように、『園太暦』偽文が出現するのは寛文・延宝頃であるが、その頃に述作されたいくつかの注釈書類から、兼好および『徒然草』を総評するところを抜書しておけば、以下のごとくである。

・（兼好は）まことに絶世の隠士たるか。我本朝にも古より桑門の処士おほからざるにはあらず。これらは

其中の抜群ともいふべし。

(寛文七年刊『徒然草新註』序)

・兼好が心は、何れの道にも人のおしへとなるべき処を引用ひ、終に己が本意をいひあらはす。しかれば三教一致と心得、畢竟の處は人間常住の思ひをやぶりて、無常変易の旨を観じて一部をあめる者なり。

(同九年刊『徒然草諺解』)

・此草子は台門止觀の円理をあらはし、又本より儒は國家を治る道なれば、事物当然の理をのべて、善を勧、惡を懲し、又老莊の教は、兼好が隠逸の本意によくかなひたれば、そのこのむ心のまゝにこれをさとす。言葉は源氏・枕草子などのあとにもとづき、月に花に無常有為の理を観じ、正におもむき邪をふせぐ心ざし、いとやさし。天竺震旦の三教まち／＼にして、本朝の神道歌道、此五つのもの、皆此草子の理に籠れり。

(延宝六年刊『徒然草参考』)

ここに総括されている兼好のイメージは、草庵の中には、いと心づきなく、憎かりなん。女のためも、半空にこそならめ。よそながら通ひ住まんこそ、年月経ても

つた風貌である。さらに細かく各章段の注釈を検討してゆけば、これらの註釈書が思い描く悟道者としての兼好像は到るところに発見できるが、今は如上の惣論を見るだけでも十分であろう。『徒然草』は、現実を生きるために處世術が記された賢者の遺誠のことくに解されたのである。

しかしながら、かく悟道の隠者として兼好を崇める注釈書があつた一方で、それとは全く逆に、彼の隠者としての節操を疑う意見が提出されていたのもまた事実である。そしてそれは、兼好の好色をめぐる言辞にほぼ集中している。一例としてこゝでは、『徒然草』第一九〇段、「妻といふものこそ、男の持つまじきものなれ」で始まる章段を取り上げる事としよう。兼好はこの章段の前半で、結婚という行為によつてもたらされる夫婦生活のあり方を、浅ましきものとして軽蔑する。そして後半で、「いかなる女なりとも、明暮添ひ見んには、いと心づきなく、憎かりなん。女のためも、半空にこそならめ。よそながら通ひ住まんこそ、年月経ても

絶えぬながらひともならぬ。あからさまに来て、泊り居などせんは、珍らしかりぬべし」と、男女が新鮮な恋愛感情を保持するための理想的な方法についても言及する。

この章段に対し、儒学者林羅山の徒然草注釈書『野槌』（元和七年成刊）は、次のように言っている。

此段、妻をさだめて常にもたずして、まれ〳〵に女とかよひたる心、よしと云り。（中略）それ男女は人倫の本也。男子に家室あらんとねがひ、女子によき聟をもとむるは、天下の父母の心也。男は外をおさめ、女は内をたゞす。家法にあらずや。妻子和ひで、父母に順ふ。家の榮にあらずや。いかんぞ五倫をさりて道をもとめん。兼好は仏老の跡をしたひて、妻帑の累ひある事を云といへども、又、女にあからさまに行通ひたるがよしと云時は、何點が妻をもたず世を遁て、常の人にもされども、老て女をめとりて、張融にわらはるゝがごとし。かれをさへや、高師直がもとにて艶書をやとはれ

かきて、師直が心にちがひけん、まことに無下におぼゆる。

羅山にとって、結婚および子孫の繁栄という問題は、儒教倫理のもつとも根幹となるべきものであつたから、ここで結婚という行為自体を否定する兼好の言が批判に曝されるのは当然であつたろう。しかしそれ以上に問題なのは、兼好がこの章段の後半で、「(女のもとには)よそながら通ひ住まんこそ、年月経ても絶えぬなからひともならぬ」云々と言つてゐる点にある。兼好は仏老を信ずるものであるから、妻子系累を持たぬ方がよいという主張はひとまず仕方ないものとして、しかし、時々女のもとへ通うのが良いなどという発言は、かの中国の隱者何點が老年に及んで妻を娶り、張融に笑われてしまつたごとく、世捨人としてはあまりに節操を逸した発言ではないのか、と言うのである。そして羅山は、このような兼好の節操の無さが、『太平記』に伝える艶書代筆事件とも繋がつてゐるのではないかと指摘する。この艶書代筆事件については、羅山の子、

林読耕斎も『本朝遜史』の中で、「是、兼好の一生の過錯なり」と評している。高師直のような俗輩と交際しており、そのうえ不義の艶書代筆まで引き受けてしまつた事が、彼らの倫理観においてはどうしても容れられぬ行為だったのである。

この段に対する同様の批判は、作者未詳の仮名草子『徒然草嫌評判』(寛永末成立、寛文十二年刊)においても見られる。本書は、齢八十になんなんとする禪門が『徒然草』を論難するという設定で書かれたものであるが、これによつて、儒学者のみならず仏教者の側からも、兼好の節操に対する批判が巻き起こつていた事が知られる。

此段は、あめの下のいろごのみ、みなもとのいたるとやらんのいはれなば、さもあらんや。扱く兼好は、妻をよぶは只慰と思ひしや。ゆめ／＼慰にあらず。妻をよぶは子を持たための人間の役目なり。又妻をもたぬ人は不淫にてゐる。是、人間の本意なり。此段みるにつけて、いよ／＼仏法も

儒の道もうしなひぬる物としれり。夫、仏法に五戒第一とす。此五戒の内に邪姪ふかくつゝしむなり。此邪姪と云物は、則よこしまのゐんとかけり。

定たる女房は、よこしまのゐんならねば、邪姪にあらず。兼好がこのむ所なる、定めぬ女をおかしぬること邪姪也。兼好は我身計^{ばかり}破らばやぶれかな。かやうなる魔書をかきて、よろしき事に人々に思はせて、邪道におとし入候はんとや。深く思へば、第六天なる魔王が兼好に成て、浮世にあらはれ出て兼好となりたるやらん。(巻上、古典文庫本第三三段)

儒学に則るならば妻は定めて持たねばならず、仏教に従うならば一生不淫にして暮らすのが、まことの道心者の心得であろうものに、定めざる妻に時々通うのがよいという兼好の発言は、何れの道にも悖るものであると言うのである。さらには『徒然草』を「魔書」と言い、兼好を「第六天の魔王」、すなわち人間に化身して衆生の成道を妨げる魔者とまで呼び棄てる。

兼好の隠者としての節操を疑問視するこのような批判に対して、上に並べ掲げたような兼好、あるいは『徒然草』の礼賛者たちは、いかなる弁護を為し得たであろうか。例えば加藤磐斎は『徒然草（磐斎）抄』（寛文元年刊）で次のように言う。

世を不定とみれども、妻といふものがあれば、ほだしどなりて、修行もならぬものなるゆへに、かく云也。（中略）これに不審する事は、世間は本妻子だめて、こゝろをあなたこなたとちらさぬをよしとするに、いかでかゝるをほむるぞと云事あり。案之、兼好がこゝろは、妻をもたぬほどなるよき事はなけれども、是非もつならば、一所にしみつきて、このよの後によのはだしとなるよりも、かりそめなる契りが終には心とまらず、ほだしならぬ故、ましそと也。

つまり、兼好が妻を持たぬが良いと言ったのは、それが修行の障りとなるからであり、是非持つとすれば、そのような障りの少ない、仮そめの契りの方がましで

あると勧めているのだという。これは、兼好を説教僧の「ご」とくに思い定めて、その観点から解釈したものであるが、もう一度『徒然草』の行文と照らし合わせてみても、この解釈は論理的に危うい事この上ない。兼好は「よそながら通ひ住まんこそ、年月経ても絶えぬながらひともならめ」と、男女の恋愛感情を保持する方法を述べているのであって、これを出家を志す人への助言と読むには、行間のそのまた間を読む、かなりの穿鑿を強いられる事になろう。しかしこのような解釈が施されたところに、当時の徒然草注釈者が兼好の悟道に対して絶対的な信頼を置いていた事が垣間見られるのである。

また、これを兼好の広大無辺の心から出た発言として弁護する者もあった。北村季吟『徒然草文段抄』（寛文七年刊）がそれであるが、今は同じ見解に立つてより詳細に弁じている、灰屋紹益の仮名草子『にぎはひ草』（天和二年刊）巻上から掲げておこう。

徒然草に、「妻といふ物こそ、をのこの持まじきも

のなれ」とかける一段、人倫の本をわすれ、家法にあらざる事をしらずと、兼好をふかく難じぬる人もおほかるべし。其なんざる人の類の心より此段を見れば、大なるひが者、ほれ者也。兼好、これをしらずしてかけるにはあらざるべし。此段、格別世界の事にて、天下一同の教へに書るにさらになし。「女といふ物、持まじき者也」と書いだせるより、「めづらしかりぬべし」と書るまで、皆、さにこそあれ」とおもひしり、同心の人も其世より今にいたるまで、其数をしらずありぬべし。但、最下の人にはあるまじき事也。道者などの更にしる所にあらざるべし。兼好の心にてかく書たるもふしげに侍ながら、心広大にしてゆうにやさしく、まことに和國のひじりなるが故にとぞ覚え侍也。(中略)道理をたゞしくとばかりすれば、ゆうにおだやかなる事なく、せばくつまりて、ひしげくだくるに成ぬべし。

「」では兼好が、儒仏の教えのようなものとは別に、

いわば世俗の道理とでもいうべきものを書き記したのであるとする。そしてそのような世情をも汲み取りながら、最終的に人を教え導いてゆくところに、「心広大にしてゆうにやさし」い、「和國のひじり」としての兼好の素晴らしさがあるとする。すなわち、兼好はこの発言が「人倫の本をわすれ、家法にあらざる事」を熟知しながらも、正攻法で正しい道理ばかりを説けば、聞く者は萎縮してしまい、結局その効果が薄いものであるから、かような世俗の道理をも交えつつ、「ゆうにおだやか」に人を教えているのだというのである。『扶桑隱逸伝』の編者元政は兼好を評して、「謂いつべし、和(うちとけ和らぐ意)にして介(節義を堅く保つ意)なる者なりと」と言うが、ここではまさしくその「和」と「介」がバランスよく並存し調和した悟道者としての兼好像がイメージされている。

さて、ここで初期の『園太曆』偽文に記された「好色法師」的な兼好像が、増補の過程で、中古・中世の隠者の行状をコラージュした「まことしき隠者」的な

それへと変容していった事情を思い合わせてみよう。

そこには、『徒然草』の中で好色に深い関心を寄せて発せられた兼好の発言を、悟道者としての高い境地から教訓的に発せられた言として取り成そうとしてゆく、上述のような徒然草注釈書の傾向と、どこか共通した心働きが感じられぬであろうか。すなわち『園太暦』

偽文の増補者にとって、初期の『園太暦』偽文に見られる、橘成忠娘との恋愛譚を中心としたその伝記の在りようは、悟道者兼好の伝記としては甚だ言葉の足らぬ、不完全なものと映ったに違いない。そこで『園太暦』偽文の増補者は、『徒然草』筆者の本来あるべき姿、「絶世の隠士」（『徒然草新註』、前引）たる兼好の本性を具現すべく、中古・中世の「まことしき隠者」の行状を粉本としながら、この偽文を潤色していったのでなかつたか。

以上を要するに、『園太暦』偽文の成長、すなわち兼

好伝の造型は、一に隠者顕彰の時代精神の中で、隠者への関心が高まり、またその行状についての知識が流

布していた事、一に当時の徒然草注釈書類において、兼好の通俗的と見られる側面を弁護し、兼好を悟道者として理解する方向性が強く主張されており、それへの共感があつた事、これらの一点が相俟つて形成されたものであつたと言えそうである。

五 物語風兼好伝記の場合

こうして、初期のややスキンシップな「好色法師」としての影がやや薄まり、「まことしき隠者」としての伝が強調された『園太暦』偽文が世に出回る事になるが、しかしそれでも、最終形態の第二〇条（『兼好伝』型と同型）として生き続けた橘成忠娘との恋愛譚には、実はいまだ解決されざる重要な問題が孕まれていた。それは、その恋愛沙汰が兼好の出家以前の出来事か否かという問題である。

第二〇条の本文を読む限り、その点はなんとも曖昧に描かれているが、後宇多院の崩御に際して、その悲

しみのあまりに出家したという伝（『正徹物語』）『吉野拾遺』など）を別に知っている者にとっては、これは出家以後の出来事であったという印象の方が強い。とすれば、「まことしき隠者」として組み上げられた兼好伝も、この一点をもつて一挙に瓦解する危険性を孕んでいた事になる。そこでこの問題はどのように解決されたのか。最後に、『園太曆』偽文を素材として述作された三点の物語風兼好伝記について、この問題の行方を追ってみよう。

まず篠田厚敬『種生伝』（元禄七年成・正徳二年刊、一巻一冊）。物語のあらすじは、文武両道に秀で、色事には見向きもしなかつた兼好が、宮中に出仕していた伊賀守橘成忠の娘小弁の姿をふと垣間見てより、恋に苦悩する事となる。兼好の一途な思いが叶い、ようやく通じ合つた二人であつたが、兼好の贈つた和歌が小弁の父の見る所となり、兼好は都に居れなくなつて東下、小弁も旧里伊賀の一間に閉じ込められて、やがて病死してしまう。しかる後、兼好は後宇多院に招請さ

れて京都に戻るが、間もなく院の崩御に逢い、これを機に出家。諸国を放浪した後、京都へ戻り、洛北双ヶ丘に草庵を結んで『徒然草』を執筆する。さらにこのかの地でその生涯を閉じる、というもの。島内裕子によれば、この物語は『園太曆』偽文、『吉野拾遺』、『伊勢物語』東下りの段などを下敷きにしつつ、『兼好法師家集』所載の和歌をも巧みに配して創作したものという（『徒然草の変貌』二〇三頁。注1参照）。さて、小弁との恋愛譚は物語前半の山場であり、情味ゆたかに描かれているが、ここではそれが兼好の出家以前の話として明確に設定され、出家以後の修行者然とした物語とは対照的に描かれている。こうして兼好の節操の問題をクリアした作者篠田厚敬は、むしろその恋愛譚をあわれ深く描く自由を得て、『徒然草』に見えるような兼好の「和」の一面をも、合理的に解釈する素地を用意したのである。

次に閑寿『兼好諸国物語』（宝永三年刊、六巻六冊）。

この書は『園太暦』偽文を主要な典拠として、他に『徒然草』や『太平記』、『兼好法師家集』などにも取材するが、断片的な伝記事項を年代順に並べたような形で編纂されており、各話間の連絡などはそれほど考慮されていない。したがって、例の恋愛譚もそのような伝記事項の一つに過ぎないのであつたが、閑寿もまた、ここで一つの操作を加えている。すなわち彼は、この話をやはり出家以前の事と設定すると共に、さらに兼好が通じた女を、伊勢守保古の娘、弁の君なる人とし、舞台は伊勢国桑名とする。ならば伊賀守橘成忠やその娘はどうなつたかというと、まず成忠は物語後半に、出家以後の兼好を和歌の師として伊賀に招いた人物として登場する。そして兼好はこの招きに応じ、かの地で和歌の指導をしながら終焉を迎えたのであり、結局その娘は登場しないまま終わる。島内は、「閑寿がなぜ『園太暦』の記述に依らず、独自の設定をしたか不審である」（前掲書、一九一页）とするが、つまりこれは、兼好の恋愛譚を出家以前の事と設定し、晩年の

伊賀下向、隠棲、終焉という流れを自然な筋にするための処置だったと言えるであろう。

そして利微『奈良比野岡』（享保十二年刊、二巻一冊）。上巻は『園太暦』偽文をほぼそのまま読み下しつつ、さらに『吉野拾遺』『正徹物語』などの内容を参考にして補筆し、兼好一代の行状記としたもの。下巻は『吉野拾遺』『落書露顕』『嵐玉集』『和歌難波津』などからの抜書を附載する（先述のように、これらの記事は『園太暦』偽文とセットで出回っていたものである）。さて、件の恋愛譚であるが、本書にはこの逸話そのものが、はじめから描かれていない。恐らく利微は、この逸話が兼好に相応しからぬ行状と判断して、自らあえて採らなかつたものであろうと推測される。

以上見てきたごとく、これら物語風兼好伝記では、兼好と橘成忠娘との恋愛譚は、出家以前の事として設定されるか、あるいははじめから削除されてしまつている。それは、先述のような兼好の隠者としての節操をめぐる問題が、兼好の伝記を描こうとする者にとつ

て常に重要な問題として意識されていたからに他ならない。つまり『園太曆』偽文がその増補過程において孕んでいた問題意識は、この物語風兼好伝記創作の場へも引き継がれて行つたのである。

注

(1) 『園太曆』偽文について言及する先行研究としては、富倉一郎(徳次郎)『兼好法師研究』(昭和十二年・東洋閣)、

島内裕子『徒然草の変貌』(平成五年・ペリカン社)の二著が、今のところもつとも纏まつたものであろう。富倉の研究は、『園太曆』偽文を中心とする江戸時代の兼好伝説について、研究史上はじめて本格的に整理・考察したところに意義があり、島内の研究は、元禄期以後、『園太曆』偽文を基礎資料として相次いで述作・刊行された物語風の兼好伝記について、その典拠や内容の傾向を分析したところに特色がある。特に後者には、その論点において大きな示唆を得たところがある。あわせて参考されたい。

(2) 浮世草子『風流夢浮橋』(元禄十六年刊)序文には、「か

の分法師が硯の海」と言つて兼好をかすめ、また談義本『蛙の物真似』(享保十六年刊)序文では、兼好を「伊賀守護の独娘に意氣伝た奴等者」と記す。兼好が「恋知り」あるいは放蕩者のように描かれる作品は、他にも近松門左衛門の浄瑠璃『兼好法師物見車』(宝永七年以前上演)、江島其磧の浮世草子『兼好一代記』(元文二年刊)、降つては山東京山の合巻『兼好伝奇』徒然草玉の盃』(天保三年刊)など、江戸時代の通俗文芸に数多くある。また「徒然草」と名付けられた遊郭ものなどは、単なる古典のパロディーや戯註ものとは違つて、そこに必ず色道の先駆書としての『徒然草』、またはその著者としての兼好法師が意識されている。

(3) ここには兼好の南朝への忠誠心が暗示されており、後代「兼好南朝忠臣説」とも言うべき様々な付会臆説を生むのであつたが、ここでは深く触れない。拙稿「元禄く享保期の徒然草注釈—兼好発憤説と述志の文学—」(『語文研究』第八一号、平成八年六月)に、若干それに触れるところがある。

(4) 『一言芳談』に載る敬仏房の言などもこれに近い。「又云、いたづらに野外に捨つる身を出離のために捨てゝ、寒熱にも病患にもをかさるゝは、有難き一期のおもひ出かなど、よろこぶやうなる人の有難きなり」。「又云、世間、出世の至極、たゞ死の一事なり。死なば死ねとだに

存すれば、一切に大事はなきなり。この身を愛し、命を
をしむより、一切のさはりはおこることなり。あやまり
て死なんはよろこびなりとだに存すれば、何事もやすく
おぼゆるなり（後略）」。なお、湛澄編『標註一言芳談抄』
（元禄二年刊）では、その注釈の中で兼好歌や『徒然草』
が引用される割合が多い。『徒然草』第九八段には『一言
芳談』の抄録があるから、その事実を逆に『一言芳談』
注釈へと援用したものであろうが、兼好の言行が山林抖
檄の聖たちのそれと重ね合わせて理解されている点は、
次節に述べる悟道者的兼好理解の一例としても考え得る。

(5) 島内裕子は、『吉野拾遺』の兼好説話の少し前に怪鳥退
治の話が出る事、また『太平記』の艶書代筆事件の発端
にも頼政の怪鳥退治のエピソードが描かれている事など
を挙げて、これらがこの条の生成に何らかの関わりを有
するものかもしれないという興味深い指摘をしている

（注1掲載書、一七二二頁）。

(6) 井上敏幸「隠逸伝の盛行」（国文学研究資料館編『芭蕉
と元政』所収、二〇〇一年）参照。

(7) 同右。

(8) 拙稿「慶長文壇と徒然草」（『国文研究』第四七号、平
成十四年三月）参照。